

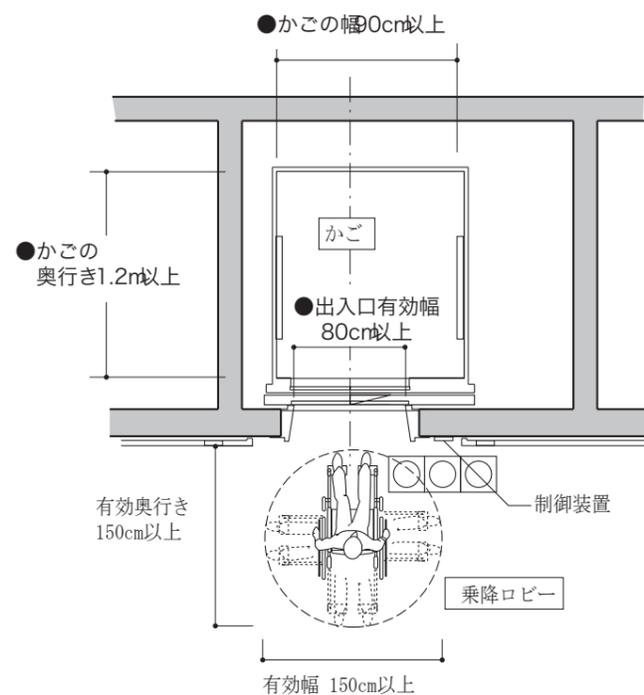
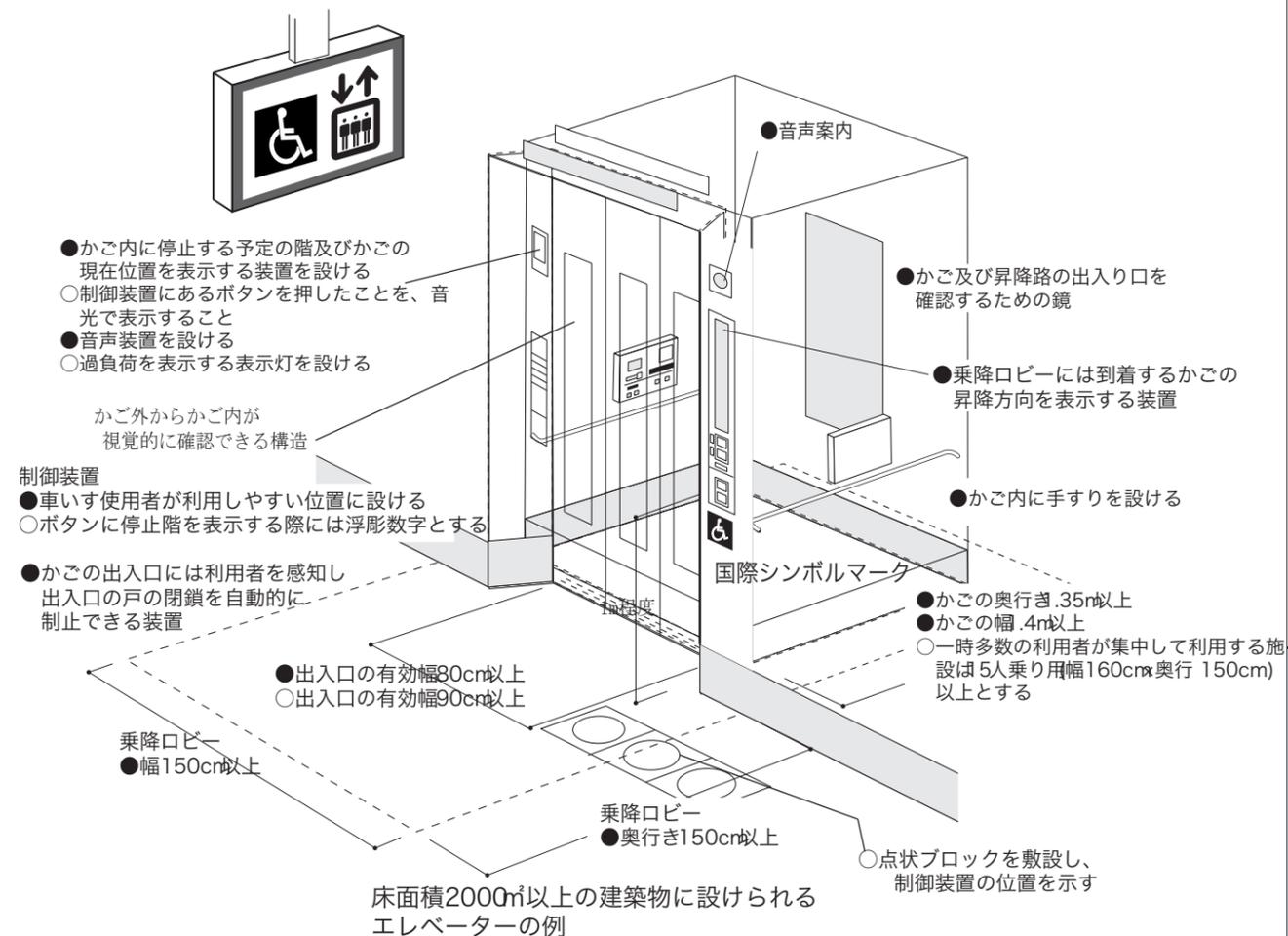
昇降機

基本的な考え方

- エレベーターは、車いす利用者等にとって最も円滑に垂直移動のできる設備である。
- エレベーターの設置に当たっては、誰でも利用できるよう設置場所等を十分に考慮する。
- 2階以上の階に利用居室が設けられている場合には原則としてエレベーターを設ける。
- 物品販売業を営む店舗、集会施設及び劇場等の多数の利用者が一時集中して利用する施設では15人乗り以上のエレベーターを設ける。また、同時に複数の車いす使用者が円滑に利用できるようエレベーターを複数台設ける。

ア

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(1)利用円滑化経路のエレベーター	利用円滑化経路を構成するエレベーター(2)及び(4)に定めるものを除く。)は、次に定める基準に適合するものとする。		
(一) 停止階	かごは、利用居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮したチ(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。	乗降ロビーには制御装置の位置を視覚障害者に知らせるため、点状ブロック等を敷設する。	
(二) 出入口の幅	かご及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ80cm以上とすること。	1以上のエレベーターのかご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上とする。	
(三) かごの大きさ(2,000㎡以上)	床面積の合計が2,000㎡以上の建築物に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は1.4mとし、かごの奥行きは1.35m以上とするとともに、かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。	不特定多数の人が利用する百貨店、劇場、集会施設、観覧施設などのエレベーターでは、15人乗り(幅160cm×奥行き150cm)以上のかごの大きさとする。	幅1.4m×奥行き1.35mは11人乗りエレベーターに相当。 (幅1.6m×奥行き1.35mは13人乗り相当)
(四) かごの大きさ(2,000㎡未満)	床面積の合計が2,000㎡未満の建築物に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は90cm以上とし、かごの奥行きは1.2m以上とすること。ただし、別表第三第一号イからカまで、タからツまで及びウに設けられるエレベーターにあつては、かごの奥行きは1.35m以上とすること。	床面積2,000㎡未満の建築物においても11人乗り以上のエレベーターを設置する。	
(五) 出入口が複数あるエレベーター	かごの出入口が複数あるエレベーターを設ける場合には、開閉するかごの出入口を音声により知らせる装置を設けること。		
(六) 停止予定階の表示	かご内には、かごが停止する予定の階を表示する装置及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。		
(七) 乗降ロビー	乗降ロビーは、高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ1.5m以上とすること。		
(八) 制御装置	かご内及び乗降ロビーには、車いす使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。	制御装置にあるボタンを押したことを、音、光で表示する。 ボタンは浮彫数字等を用いて表示する。(タッチ式ボタンは用いない。)	かご内に設ける車いす使用者用制御装置は、側面の壁の中央部分に設ける。 制御装置の高さは1m程度とする。
(九) 手すり	かご内には、手すりを設けること。		手すりを取り付ける高さは、75cm～80cm程度とする。
(十) 鏡	かご内には、車いす使用者が乗降する際にかご及び昇降路の出入口の戸の開閉状態を確認することができる鏡を設けること。		出入口が複数ある場合は、かごの上部に鏡を設ける。 ステンレス製鏡等の壊れにくい材質とする。



床面積2000㎡未満の建築物に設けられるエレベーターの例



かごの出入口が複数あるエレベーターの例
●開閉するかごの出入口を音声等により知らせる装置を設ける

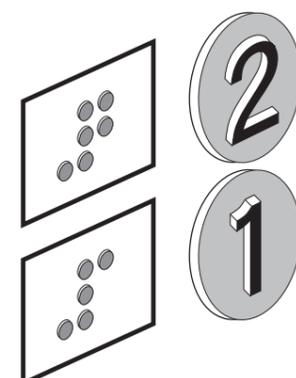
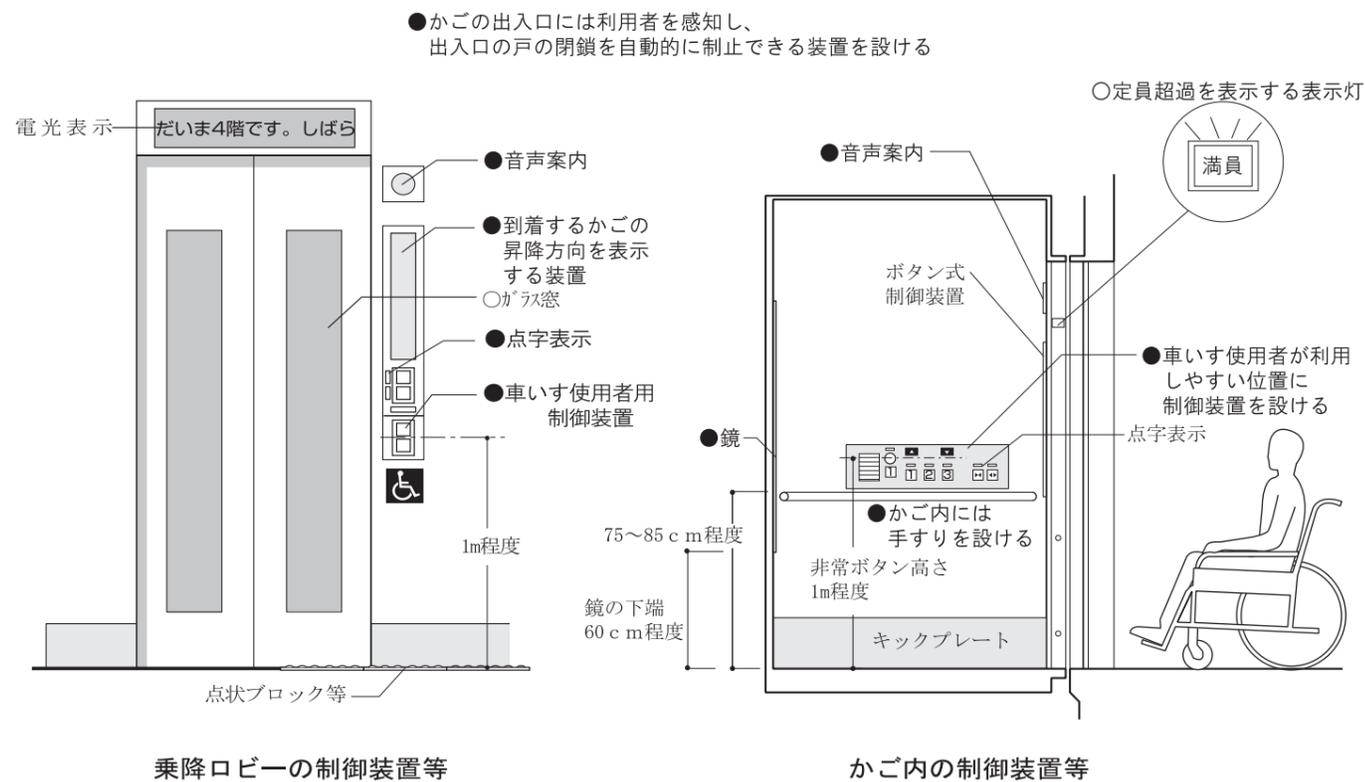
昇降機

基本的な考え方

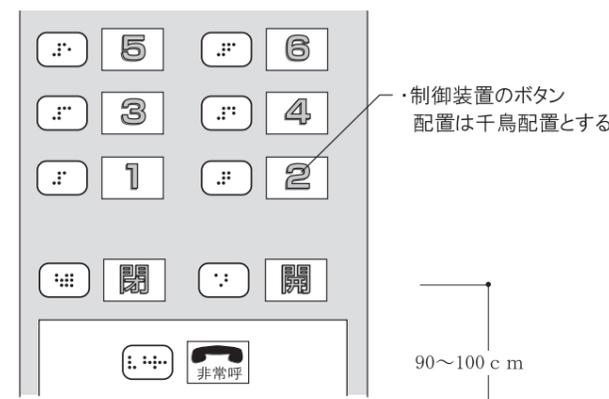
- エレベーター内の制御装置（特に緊急通報ボタン）の形状高さは、車いす使用者、子ども、視覚障害者、高齢者等の利用に配慮する。

ア

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(十一)自動感知制止装置	かごの出入口には、利用者を感知し、かご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を自動的に制止することができる装置を設けること。		
(十二)昇降方向表示装置	乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。		
(十三)視覚障害者対応	かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置（(八)に定める制御装置を除く。）は、視覚障害者が円滑に操作できる構造とすること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーター（主として、視覚障害者が利用するものを除く。（十四）及び(十五)において同じ。）である場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。		<ul style="list-style-type: none"> 制御装置のボタン配置は、千鳥配置とする。 制御装置のボタンは、押しボタン式とする。
(十四)かご昇降方向の音声案内	かご内又は乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーターである場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。		
(十五)出入口の戸の開閉の音声案内	かご内には、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。ただし、床面積の合計が500㎡未満の建築物に設けられるエレベーターである場合、又は主として自動車の駐車のために供する施設に設けられるエレベーターである場合においては、この限りでない。		
(十六)災害時等	地震、火災、停電等の際に管制運転を行うエレベーターを設ける場合においては、管制運転を行っている旨を音声及び文字で知らせる装置を設けるよう努めること。	<ul style="list-style-type: none"> 過負荷（定員超過）を表示する表示灯をかご内に設ける。 内部に閉じ込められた者の存在が分かるよう、出入口とかごの戸にガラス窓を設ける。 	



- 階数ボタンは、周辺色との区別が容易にできること
- 制御装置のボタンは、押しボタン式とすること
- ボタンを押したことを音、光で表示する
- ボタンは浮彫数字を用いて表示する(タッチ式ボタンは用いない)



かご内操作盤の階数ボタン配置と点字表示

コラム

エレベーターに閉じ込められた場合に備え、非常時の連絡先（電話、メールアドレス）などをエレベーター内に表示することが望ましい。

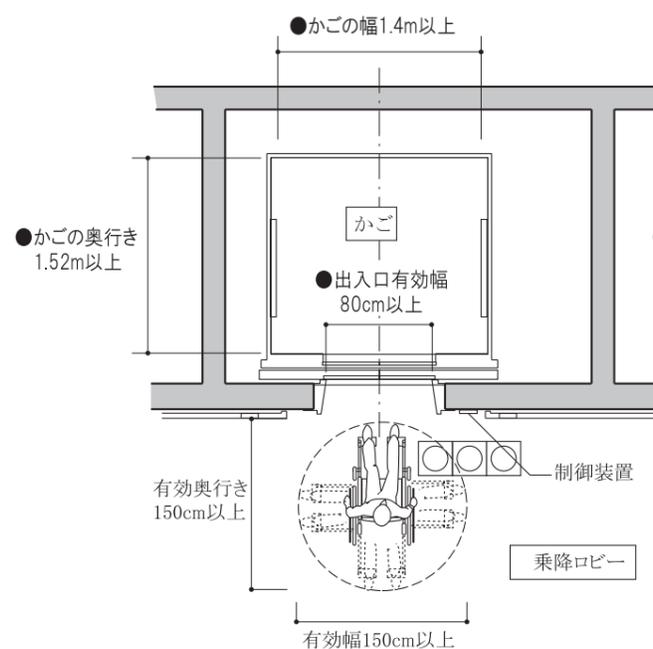
昇降機

基本的な考え方

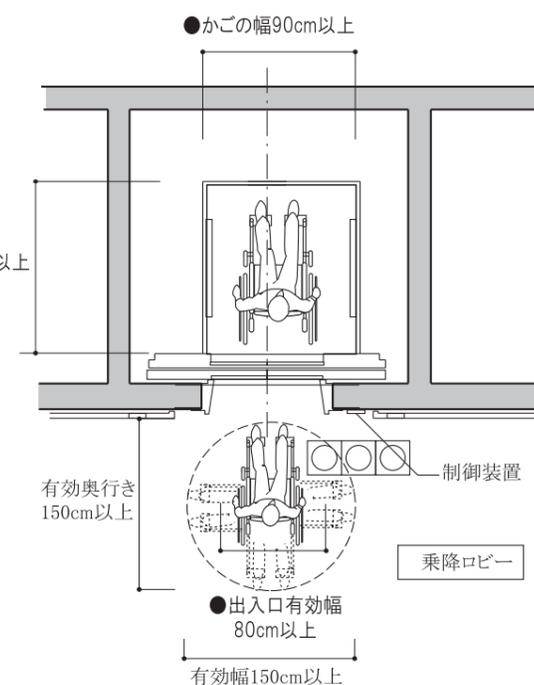
- 階段又は段がある経路をやむを得ず利用円滑化経路とする場合は、エスカレーターや特殊な構造のエレベーターを設ける。
- エスカレーター等を設けた場合には、施設管理者は人的介助を行うなど利用者の安全で円滑な利用に十分に配慮する。
- 屋外に設置されるものには、屋根等を設ける。

ア

	●整備基準	○望ましい基準	解説
(2)共同住宅又は寄宿舍の、利用円滑化経路のエレベーター	共同住宅又は寄宿舍の利用円滑化経路を構成するエレベーター((4)に定めるものを除く。)及び乗降ロビーは、(1)(二)、(五)から(十)まで及び(十六)の規定によるほか、次に定める基準に適合するものとする。		
(一)停止階	かごは、各住戸、居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した8(1)又は(2)に定める便所及び車いす使用者用駐車施設がある階並びに地上階に停止すること。		
(二)かごの大きさ(2,000㎡以上)	床面積の合計が2000㎡以上の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は1.05m以上とし、かごの奥行きは1.52m以上とすること。ただし、地上階又はその直上階若しくは直下階以外の階に居住者のための共用部分である居室、高齢者、障害者等の円滑な利用に配慮した(1)若しくは(2)に定める便所又は車いす使用者用駐車施設がある共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにあつては、かごの幅は1.4m以上とし、かごの奥行きは1.35m以上とするとともに、かごの平面形状は、車いすの転回に支障がないものとする。		<ul style="list-style-type: none"> かごの大きさ1.05m×1.5mは、9人乗り相当。 ストレッチャーに対応できる大きさは、1.3m×2.3m程度(11人乗り)以上。
(三)かごの大きさは(2000㎡未満)	床面積の合計が2,000㎡未満の共同住宅又は寄宿舍に設けられるエレベーターにおいては、かごの幅は90cm以上とし、かごの奥行きは1.2m以上とすること。		
(3)利用円滑化経路を構成するエスカレーター	利用円滑化経路を構成するエスカレーターは、平成12年建設省告示第1417号第1ただし書に定めるものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 利用円滑化経路にエスカレーターを設ける場合は、上り下り両方のエスカレーターを設ける。 エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、エスカレーターへの進入の可否が示されていること。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 	<ul style="list-style-type: none"> エレベーターに代わりエスカレーターを設ける場合は、利用者の安全に十分配慮(注意喚起など)した対応を行なう。 資料編
(4)利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーター	利用円滑化経路を構成する特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次に定める構造とすること。		
(一)エレベーター規定	平成12年建設省告示第1413号第1第7号に定めるものとする。		資料編を参照。
(二)かごの大きさ	かごの幅は、70cm以上とし、かごの奥行きは、1.2m以上とすること。		
(三)方向性を変更する場合の床面積の確保	車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合においては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。		



床面積2,000㎡以上の共同住宅等の利用円滑化経路を構成するエレベーター



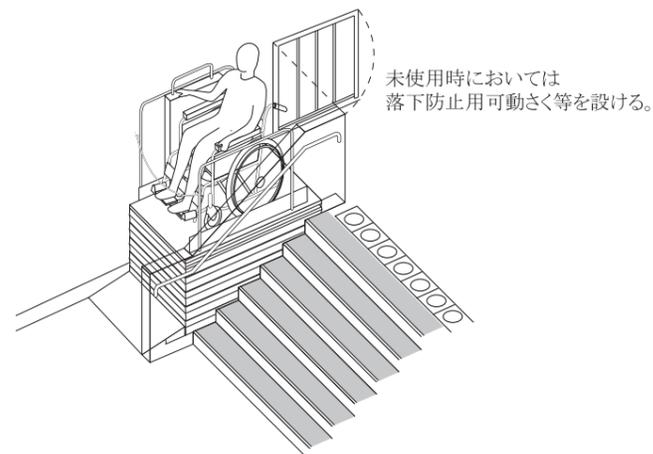
床面積2,000㎡未満の共同住宅等に設けられるエレベーター



分かりやすいエレベーターのサイン



上りと下りが併設されたエスカレーター



特殊な構造のエレベーター